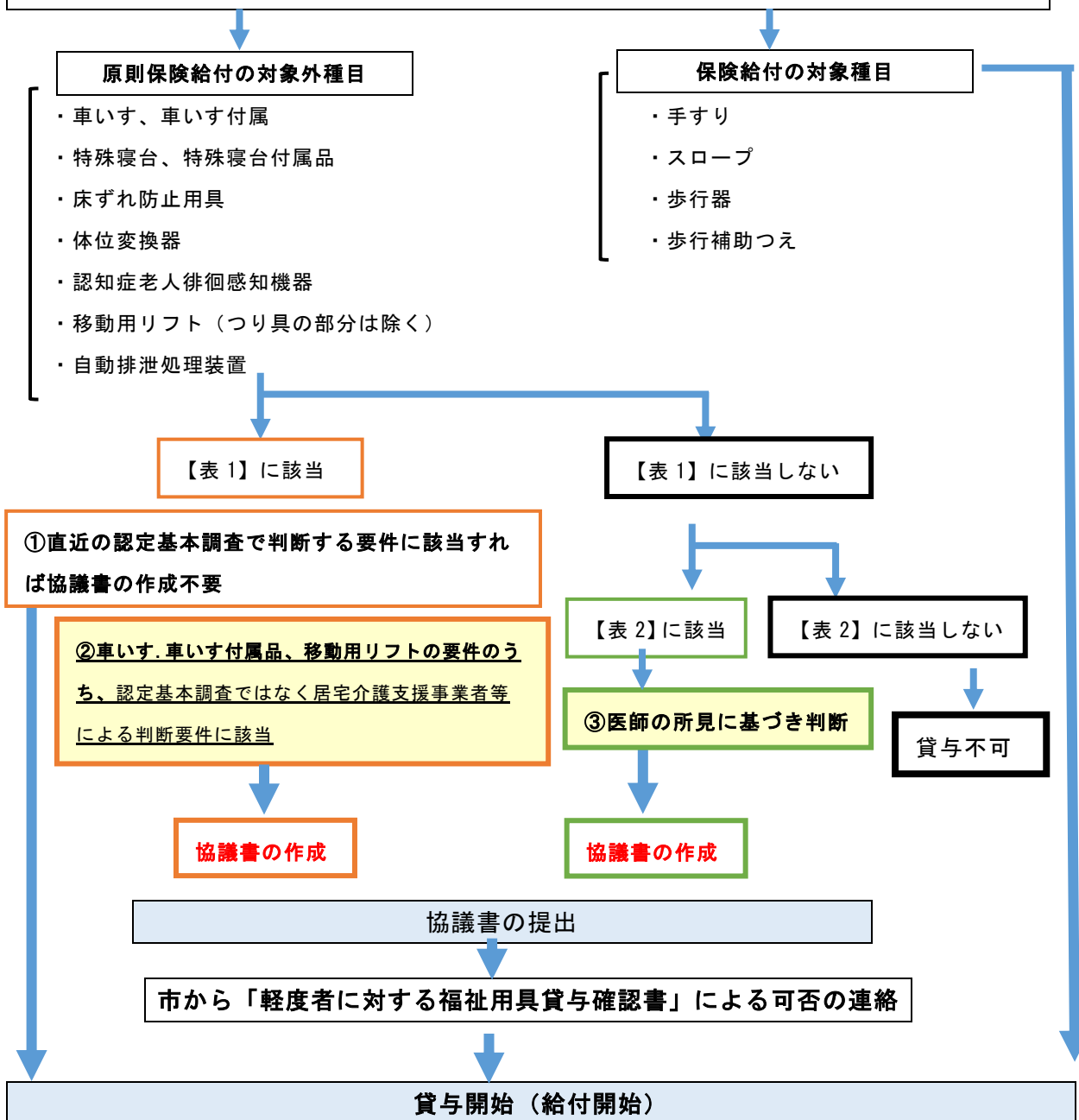


軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付の取扱いについて（令和8年4月版）

美祢市においては、軽度者に対して原則は保険給付の対象外種目となっている福祉用具を貸与する場合には、この取扱いを基に取り扱いますので当該取扱いの内容に留意し、必要に応じて書類の提出をお願いします。

1 軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与の基本的考え方

軽度者【要支援1.2、要介護1の者。※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能の者を除く）については要介護2.3の者を含む】



※ 新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって協議書の提出により貸与の可否を判断する必要がある場合、貸与開始前に必ず協議書を提出すること。

（軽度者に対する福祉用具貸与確認書による連絡日以降が給付の対象となります。）

※ 貸与開始前に協議書の提出がない場合、及び貸与の可否について否と判断された場合は、介護保険での給付とは認められません。

※ **貸与開始後も必要に応じ随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。**

【表1】2 軽度者において、一定要件を満たせば例外として保険給付の対象となるもの

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ（要件）	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果（認定調査票結果）	協議書
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が、「3.できない」	不要
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果がなし ⇒居宅介護支援事業者等が判断	必要
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4が、「3.できない」	不要
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」	不要
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」	不要
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが、「2.できない」又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2が、「4.全介助」以外	不要
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が、「3.できない」	不要
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「3.一部介助」又は「4.全介助」	不要
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果がなし ⇒居宅介護支援事業者等が判断	必要
カ 自動排泄処理装置【※2】	次のいずれにも該当する者		
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6が、「4.全介助」	不要
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「4.全介助」	不要

【表2】3 軽度者において、表1にかかわらず、保険給付の対象となるもの

福祉用具種目	表1にかかわらず例外に該当する者	具体的な該当要件等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす及び車いす付属品 ・ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ・ 床ずれ防止用具及び体位変換器 ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） ・ 自動排泄処理装置 	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイ（※下記参照）に該当する者 （例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）</p> <p>ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイ（※下記参照）に該当することが確実に見込まれる者 （例 がん末期の急速な状態悪化）</p> <p>iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイ（※下記参照）に該当すると判断できる者 （例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p> <p>注： 括弧内の状態は、あくまでも（i）から（iii）の状態の者に該当する可能性のあるものの例示であり、括弧内の状態以外の者であっても、（i）から（iii）の状態であると判断される場合もある。</p>	<p>※（i）から（iii）までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断する。</p>

※第94号告示第31号（平成27年厚生労働省告示第94号より抜粋）
 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

（1） 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
 （一） 日常的に歩行が困難な者
 （二） 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

（2） 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
 （一） 日常的に起き上がりが困難な者
 （二） 日常的に寝返りが困難な者

（3） 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

（4） 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
 （一） 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
 （二） 移動において全介助を必要としない者

（5） 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 次のいずれかに該当する者
 （一） 日常的に立ち上がりが困難な者
 （二） 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
 （三） 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

（6） 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者
 （一） 排便において全介助を必要とする者
 （二） 移乗において全介助を必要とする者

【表1】に該当 ①直近の認定基本調査で判断する要件に該当 → 協議書不要

【表1】に該当

車いす、車いす付属品 認定基本調査ではなく居宅介護支援事業者等による判断要件に該当 → 協議書の作成

以下の取扱いに留意し協議書を作成してください。

車いす、車いす付属品に係る「日常生活範囲における移動支援が必要と認められる者」

利用者の状態像、生活環境及び居宅周辺の状況等を踏まえ、以下の項目により車いす貸与の該当になるとと思われる者については、サービス担当者会議等を通じて貸与が必要であると判断した場合、「**軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書**」を作成する。

なお、この協議書により(介護予防)福祉用具貸与の適否を決定するものとする。

(1) 要件の確認

利用者の「居宅周辺の地理」又は「身体状況」を把握して、該当条件を満たすのかどうかの確認を行う。

①居宅周辺の地理条件

- ・「日常生活範囲における移動」における目的地が近くにない

次の(2)の目的地が居宅から概ね500m以上離れている場合を該当要件とする。ただし、手動車いすの場合はこの限りではない。

②身体状況(直近の認定調査票により確認)

手動車いすのチェック項目		
基本調査1-7(歩行)	「何かにつかまればできる」	該当

電動車いすのチェック項目		
基本調査1-7(歩行)	「何かにつかまればできる」	両方満たせば、該当
基本調査2-1(移乗)	「介助されていない」	

(2)「日常生活範囲における移動」の内容

①目的※

②目的地(主な行き先)の確認※

※ 目的及び目的地

- ・訪問介護において日常生活上必要と認められる目的及び目的地(主な行き先)

例)日用品の買い物、通院、公的機関等への手続き等

(介護予防)福祉用具貸与が人員、設備及び運営に関する基準において、

介護給付の場合は、「利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること」

予防給付の場合は、「利用者の生活機能の維持又は改善を図ること」を目的としていることを踏まえ、個々の趣味・嗜好の便宜を図るものではなく、原則として訪問介護において保険給付の対象となる目的及び目的地(主な行き先)を該当要件として取り扱う。

また、常時居宅内で車いすを使用する場合においても目的等に含めるものとする。

なお、予防的な面だけに着目した「閉じこもり防止」は、該当要件としない。

③ 居宅からの距離

- ・ 車いすを使用する場合の目的地までの片道距離

利用者の状態像、居宅から目的地までの地形、交通機関の状況等の周辺環境を総合的に勘案して、車いすを移動手段とせざるを得ない場合、その移動距離を把握する。

④ 頻度

- ・ **概ね週2回以上**(ただし、複数の目的地を合わせた回数で差し支えないものとする。)

「日常」とは、ほぼ毎日と想定されるが、軽度者に同様の頻度を求めることは困難である。しかし、極端に少ない頻度では日常として考えにくいことから、日常生活を維持する上での日用品の買い物、通院等の回数を考慮して、概ね週2回以上を要件とする。

(3) 安全な利用を図るための認定調査票のチェック (※電動車いすのみ)

電動車いすの貸与にあたり、直近の認定基本調査にある以下の項目について、利用者が安全に**電動車いす**を使用できる身体状況であるか否かを確認する。

・ 認定基本調査のチェック項目

	調査項目	該当要件 (以下の選択肢に該当していること)
1-12	視力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 1 mで見える
1-13	聴力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 普通の声がやっと聞き取れる
3-1	意思の伝達	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> ときどきできる
3-3	生年月日や年齢を言う	<input type="checkbox"/> できる
3-4	短期記憶	<input type="checkbox"/> できる
3-5	自分の名前を言う	<input type="checkbox"/> できる
3-6	今の季節の理解	<input type="checkbox"/> できる
3-7	場所の理解	<input type="checkbox"/> できる
3-8	徘徊	<input type="checkbox"/> できる
3-9	外出すると戻れない	<input type="checkbox"/> ない
4-11	物や衣類を壊す	<input type="checkbox"/> ない
7-2	認知症高齢者の日常生活自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I

(4) 状態像及び福祉用具の必要性

サービス担当者会議等を通じて、様々な観点から客観的に利用者の状態像を把握し、車いすを必要とする身体状況か否かを検討する。

① 本人等の主訴

利用者又は利用者の家族の考え、要望等を把握する。

② 主治医の所見

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、主治医から得た情報を把握する。なお、認定審査の主治医意見書との整合性に十分留意すること。

③ 福祉用具専門相談員の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の意見を把握する。なお、原則として指定福祉用具貸与事業者（介護予防を含む。）の専門相談員を対象とする。

④ 介護支援専門員等の見解

要介護1ならば担当介護支援専門員、要支援1・2ならば各地域包括支援センターの担当職員又は業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の客観的な見解を記載する。

・その他（主治医意見書情報の把握）

主治医意見書の記載内容、特に「1. 傷病に関する意見」

「3. 心身の状態に関する意見」のうち、

（1）日常生活の自立度等について、（5）身体の状態、

「4. 生活機能とサービスに関する意見」のうち、

（1）移動、（6）サービス提供時における医学的観点からの留意事項

「5. 特記すべき事項」等により、現時点における利用者の状態像を総合的に検証すること。

（5）車いす貸与の必要性の適否について

上記（1）～（3）の要件（手動車いすについては、（3）は除く。）にすべて該当し、かつ

（4）にて必要性が認められる場合は、車いすの貸与を保険給付の対象として認める。

しかし、車いすの貸与が保険給付の対象として認められない場合についても他の手法による支援、インフォーマル・サービスの確保等について、指導・助言を行うよう努めること。

（6）協議書の提出について

新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって、表1の「車いす及び車いす付属品」のア（2）に該当する者は、必ず市民課へ「**軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書**」を提出すること。

貸与開始後、必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。

なお、認定の更新又は区分変更時には「**軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書**」の再提出が必要となる。

添付書類

① 居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書（写し）

② サービス担当者会議の要約（写し）

医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることが分かる内容が記録されていること。※具体的には上記（5）車いす貸与の必要性の適否が分かる記載

（7）留意事項

- ・直近の認定調査票及び主治医意見書と事前協議書の間で利用者の状態像に顕著な差異があると認められる場合は、要支援・要介護認定の区分変更申請について検討を行うこと。
- ・居宅サービス計画書作成後、**必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して**、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載すること。

【表1】に該当 ①直近の認定基本調査で判断する要件に該当 → 協議書不要

【表1】に該当

移動リフト 認定基本調査ではなく居宅介護支援事業者等による判断要件に該当 → 協議書の作成

以下の取扱いに留意し協議書を作成してください。

移動用リフト(つり具の部分を除く)に係る「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」について

利用者の状態像、生活環境等を踏まえ、以下の項目により移動用リフト貸与の該当になると思われる者については、サービス担当者会議等を通じて貸与が必要であると判断した場合、「**軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書**」を作成する。

なお、この協議書により(介護予防)福祉用具貸与の適否を決定するものとする。

(1) 身体状況(直近の認定調査票による)

基本調査1-8(立ち上がり)	「何かにつかまればできる」	いずれかを満たせば、該当
基本調査2-1(移乗)	「見守り等」	

(2) 段差解消が必要と考える箇所の状況

利用者が居宅で生活を送るうえで、移動用リフトの支援がなければ、生活が困難となっている箇所の状況を客観的に把握する。なお、当該箇所に係る見取り図及び写真を添付書類として提出すること。

(3) 移動用リフトの具体的な利用方法

上記(2)で示した箇所の段差を解消するために移動用リフトをどのように利用するのかを具体的に記載する。

(4) 状態像及び福祉用具の必要性

サービス担当者会議等を通じて、様々な観点から客観的に利用者の状態像を把握し、移動用リフトを必要とする身体状況か否かを検討する。

①本人等の主訴

利用者又は利用者の家族の考え、要望等を把握する。

②主治医の所見

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、主治医から得た情報を把握する。なお、認定審査の主治医意見書との整合性に十分留意すること。

③福祉用具専門相談員の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の意見を把握する。なお、原則として指定福祉用具貸与事業者(介護予防を含む。)の専門相談員を対象とする。

④介護支援専門員等の見解

要介護1ならば担当介護支援専門員、要支援1・2ならば各地域包括支援センターの担

当職員又は業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の客観的な見解を記載する。

- ・その他（主治医意見書情報の把握）

主治医意見書の記載内容、特に「1. 傷病に関する意見」

「3. 心身の状態に関する意見」のうち、

（1）日常生活の自立度等について、（5）身体の状態

「4. 生活機能とサービスに関する意見」のうち、

（1）移動、（6）サービス提供時における医学的観点からの留意事項

「5. 特記すべき事項」等により、現時点における利用者の状態像を総合的に検証すること。

（5）移動用リフト貸与の必要性の適否について

上記（1）の要件に該当し、かつ（2）～（4）にて必要性が認められる場合は、移動用リフトの貸与を保険給付の対象として認める。

しかし、移動用リフトの貸与が保険給付の対象として認められない場合についても他の手法による支援、インフォーマル・サービスの確保等について指導・助言を行うよう努めること。

（6）協議書の提出について

新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって表1の「移動用リフト（つり具の部分を除く）」の（3）に該当する者は、必ず市民課へ「軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書（移動リフト用）」を提出すること。

貸与開始後、必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。なお、認定の更新又は区分変更時には「軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書」の再提出が必要となる。

添付書類

- ① 居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書（写し）
- ② サービス担当者会議の要約（写し）

医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることが分かる内容が記録されていること。※具体的には上記（5）移動用リフト貸与の必要性の適否が分かる記載

（7）留意事項

- ・直近の認定調査票及び主治医意見書と事前協議書の間で利用者の状態像に顕著な差異があると認められる場合は、要支援・要介護認定の区分変更申請について検討を行うこと。なお、この項目については立ち上がり補助いす等の段差解消を目的としない用具は含まない。
- ・居宅サービス計画書作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載すること。

【表2】に該当 ③医師の所見に基づき判断 → 協議書の作成

以下の取扱いに留意し協議書を作成してください。

(介護予防)福祉用具貸与に係る「医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要と認められる者」について

利用者の疾病やその他の要因により、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより(介護予防)福祉用具貸与が特に必要であると旨が、判断されている場合にあつて、以下の項目により(介護予防)福祉用具貸与の該当になると思われるものについては、「軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書」を作成する。

なお、この協議書により(介護予防)福祉用具貸与の適否を決定するものとする。

(1) 該当要件の確認

医師の医学的な所見により、該当する要件にチェックする。

(2) 医師の所見

医師の医学的な所見により、(介護予防)福祉用具貸与が特に必要となる理由(疾病名、福祉用具が必要となる状態及び理由)を居宅サービス計画、介護予防サービス計画又はサービス担当者会議の要点に具体的に記載する。また、必要に応じて主治医意見書や診断書を添付するものとする。

なお、当該所見は担当の介護支援専門員(介護予防支援の場合は担当職員)が聴取し記載しても差し支えない。

(3) 状態像及び福祉用具の必要性

サービス担当者会議等を通じて、様々な観点から客観的に利用者の状態像を把握し、(介護予防)福祉用具貸与を必要とする身体状況か否かを検討する。

①本人等の主訴

利用者又は利用者の家族の考え、要望等を把握する。

②福祉用具専門相談員の見解

費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項の定めに基づき、福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の意見を把握する。なお、原則として指定福祉用具貸与事業者(介護予防を含む。)の専門相談員を対象とする。

③介護支援専門員等の見解

要介護1ならば担当介護支援専門員、要支援1・2ならば各地域包括支援センターの担当職員又は業務委託を受けている指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員の客観的な見解を記載する。

・その他(主治医意見書情報の把握)

主治医意見書の記載内容、特に「1.傷病に関する意見」

「3. 心身の状態に関する意見」のうち、

(1) 日常生活の自立度等について、(5) 身体の状態

「4. 生活機能とサービスに関する意見」のうち、

(6) サービス提供時における医学的観点からの留意事項

「5. 特記すべき事項」等により、現時点における利用者の状態像を総合的に検証すること

(4) (介護予防)福祉用具貸与の必要性の適否について

上記(1)及び(2)の要件に該当し、かつ(3)にて必要性が認められる場合は、(介護予防)福祉用具貸与を保険給付の対象として認める。

しかし、(介護予防)福祉用具貸与が保険給付の対象として認められない場合についても他の手法による支援、インフォーマル・サービスの確保等について、指導・助言を行うよう努めること。

(5) 協議書の提出について

新規認定、認定の更新又は区分変更を行った結果、軽度者であって表2に該当する者は、必ず市民課へ「軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書」を提出すること。

貸与開始後、必要に応じて随時、貸与の必要性の有無について検討を行うこと。

なお、認定の更新又は区分変更時には「軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書」の再提出が必要となる。

添付書類

① 居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書（写し）

② サービス担当者会議の要約（写し）

医師から聴取した医学的所見の内容が記録されていること。

医師の医学的な所見に基づき判断される給付であるため表3の事例内容を参考に医学的所見内容を整理してください。

(6) その他留意事項

- ・ 医師の意見（医学的な所見）に基づいた上で、サービス担当者会議等により貸与の可否を協議し、貸与が相当であると判断される場合例外給付が可能となります。医師の意見が、i 状態の変化、ii 急性増悪、iii 医師禁忌のいずれに該当するか確認できる医学的所見を求めること。

医師の所見聴取のポイント

- ① 疾病名を含む医学的な所見
- ② 該当する状態を具体的に聴取しその結果
- ③ (i、ii、iii) のどの状態に該当するかについて医師の明確な判断を得ることが必要です。医師から文書等で所見を得たものの、①～③が明記されておらず、客観的に医師の所見により(i、ii、iii)に当てはまると判断されていない場合は、別途医師に確認を行い（方法は問わない）確認した内容を記録した、居宅サービス計画書を添付してください。記録については、聴取日時、聴取方法、病院名、医師名を明記し、以下の参考例の網掛けの部分が明確に読みとれるように記載してください。

例

- ◆ ①疾病名 で (医学的な所見) のため、状態が変動しやすく、日によって又は時間

帯によって頻繁に、②状態（ ）が困難状態にあり、③状態像に該当するものと判断できると 令和 年 月 日に 病院名 医師名 に 方法 で意見を聴取した。

- ◆ ①疾病名 で (医学的な所見) のため、状態が急速に悪化し、短期間のうちに②状態（ ）が困難な状態に至ることが確実に見込まれ、③状態像 に該当するものと判断できることを 令和 年 月 日に 病院名 医師名 に 方法 で意見を聴取した。
- ◆ ①疾病名 で (医学的な所見) のため、身体への重大な危険性又は症状の重篤化を回避するため医学的判断から②状態（ ）をするべきではなく③状態像 に該当するものと判断できることを 令和 年 月 日に 病院名 医師名 に 方法 で意見を聴取した。

- ・ 居宅サービス計画書作成後、**必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して**、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載すること。

【表 3】 例外給付が可能となる事例

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
i 状態の変化	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF 現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト	重度の関節リウマチで、 関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
ii 急性増悪	・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具・体位変換器 ・ 移動用リフト	末期がん で、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で、告示で定める福祉用具が必要な状態となる
iii 医師禁忌	・ 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、 呼吸不全の危険性を回避する必要がある。 特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、 急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。 特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、 一定の角度に上体をおこすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。 特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・ 床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・ 移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

H19.3.14 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防担当者会議資料より

事例類型は以下のとおりです。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）